

「種苗法一部改正案」の審議入りを中止し、廃案にすることを求めます！！

「自家採種は農業の基本であり、農民の権利」

「自家増殖規定の廃止」は、豊かな食と農の未来を損なう

NPO 法人 日本有機農業研究会

NPO 法人 有機農業推進協会

1 種子は人類共有の財産、自家採種は農業の基本であり、農民の権利である

今回の種苗法改定で一番問題となるのは、現行法では登録品種であっても一定程度の「自家増殖」が認められていた規定が廃止されることである（要綱第三、第21条2、3項の削除）。

原則を全面的に「許諾制」とし、許諾の可否を申請して「許可」を得て「許諾料」を支払わなければ、自作地内の農地に収穫物の一部を種苗として用いることができなくなる。

種苗法が目的とする新品種育成の奨励を一切否定するわけではなく、多くの年月や手間をかけて育成した新品種の育成者の権利（育成者権）はそれなりに尊重されるべきではあるが、今回の改定では過剰に育成者権を保護することによって、本来の農業の基本である「自家採種」の権利をないがしろにするものだ。種苗法改定は認められない。

2 種子をめぐる3つの国際条約、及び国連の「家族農業の10年」「農民と農村の権利宣言」とのバランスを欠く

種子をめぐる3つの国際条約のうち、種苗法は、新品種の登録品種の育成者権を保護するための「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)に基づく。他方、生命ある種子の多様性全般を保全し、種子を含む「遺伝資源」の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を行うことなどを目的とし、種子の原産国の主権を認めた「生物多様性条約」(CBD) (1992年)があり、さらに同条約を踏まえ、世界食糧農業機関 (FAO) は2001年に「食料・農業植物遺伝資源条約」(ITPGR)をつくり、種子は「人類共有の財産」であり、「農民の伝統的知識の保護」や農民が「利用から生じる利益の配分に参加する権利」などを認めた上で、食料安全保障の観点から、国境を越えた遺伝資源の移動と相互利用に関する「多数国間の制度」の設立を定めている。

そして今日、農民の自家採種の本来的な権利を守ることは、国連「農民と農村で働く人々の権利宣言」(2018年)でも宣言されているし、大企業支配の農業ではなく、地域に根差す人々による小規模・家族的農業にこそ関心を寄せ、農業・農村の基礎をつくっていくべきだという「国連・家族農業の10年」の趣旨に沿うものでもある。種苗法も、こうした世界的思潮と共にあるべきことを反映させるべきであり、条約・宣言間のバランスをとらねばならない。一方的な「育成者権」の過剰な擁護となっている今回の改定は認められない。

3 「登録品種だけ」を自家増殖の許諾制としたというが、周囲から許諾の可否はわかりにくく、自家採種は法律違反という風潮が流布する恐れがある。農業の基本で

あり農民の権利である自家採種が萎縮しかねない

農民は多かれ少なかれ、農業において自家採種をしている。特に、地域の気候風土に合ったより良い種子を求める有機農業・自然農法などの農民は、稲（コメ）、麦類、野菜、イモ類や豆類など、多数の品目で自家採種を行っている。登録品種だけが「許諾制」になるというが、農村で周囲から見ると、その種採りが登録品種であるか否か、登録品種で許諾されたものかどうか、その可否を区別するのはむずかしい。今回の改定により、自家採種は「法律違反」というような風潮が流布する恐れがある。農業の基本であり農民の権利である「自家採種」がしにくくなり、萎縮しかねない。

今はまさに、新型コロナウイルス問題で、外国で種採りを行っている国内種苗会社は、来春以降、種子を賄えるのかどうかさえ、危ぶんでいる。今こそ、自家採種を奨励すべき時だ。自家採種が萎縮すれば、中長期的には、自家採種で守り続けられた伝統的な作物や品種の多様性を失うだけでなく、食と農、作物にまつわる文化の多様性も損なわれる恐れがある。

現行種苗法の下でも、種苗の販売時に自家採種に関しても個別の取り決め（契約）は可能であったのであり、種苗法を改定して作物全般の登録品種を許諾制に転換すべきではない。

4 品種特性の同定に「推定」規定を入れて育成者権者の権利侵害の立証をしやすくしている。自家採種をする農民に対する「権利侵害訴訟」の乱訴や悪質な提訴が起きる恐れがある。

在来種なら自家増殖規定廃止の問題がないかという点、そうではない。在来種は品種登録できないといわれているが、選抜を続けて品種改良（育種）することで区別できる形質をもたせることができれば、品種登録は行われている。こうした登録は増えていく可能性がある。

たとえば、種子島の安納地区で栽培されていたサツマイモ「安納芋」は1998年に鹿児島県が品種登録した（現在は登録切）。栃木県那須烏山市中山で栽培されていた中山カボチャから、2006年に栃木県が「ニュー中山カボチャ」を品種登録した（登録名は別名）。つまり、現時点で農民が自家採種している在来種と呼ばれるような品種も、選抜していけば品種登録できるのである。

そうした登録品種は、各地で在来種を栽培し、自家採種してより良いものを種子に選びながら育てている自家採種農家のものと、容易に判別がつくのだろうか。

作物も種子も生きている生物であることを再認識すべきである。作物の品種特性は、地域や経年で大きく変化する。地域で発現が変化することは、秋田フキを関東地方で植えても大きくなりすぎないことや、練馬大根や高菜（タカナ）が各地でそれぞれの形質を獲得して多くの地方名がついていることからわかる。また、自家採種する農民が意識的・無意識のうちに「選抜」をして形質が変化することもある。そうした生物としての種子特有の性格をみれば、在来種由来の作物に育種が加えられて品種登録された場合、必ずしも容易に判別できるわけではない。

ところが今回の改定では、登録品種の審査特性で同一品種であると「明確に区別できない品種」の場合、「特性表」と照らし合わせて同等と「推定」できるという推定規定を入れた（改正案要綱第二、第35条2の新設）。これは、育成者権者の権利侵害の立証をしやすくするものであり、過剰な育成者権の擁護といえる。自家採種をする農民に対する「権利侵害訴訟」の乱訴や悪質な提訴が起きる恐れがある。

今回の改定では、品種登録時に「栽培地の指定」も可能とした。自家増殖に関して、国内での地域指定に関わる条件が加わることになる。指定された地域以外での栽培は法律違反となる。そ

うなると、これまで広範囲に栽培されていた同様の在来種の自家増殖もしにくくなり、指定地域以外の栽培は萎縮し、全体としての作物の多様性が損なわれる恐れがある。地域制限については、すでにある「地理的表示制度」で十分であるはずだ。

このような、「推定」規定や「特性表」のみの参照、地域指定等は、過剰に育成者権を保護するものであり、とうてい認められない。

5 改定目的の「優良品種の海外流出防止」に、「自家増殖規定の廃止」は的はずれ

今回の改定の目的の一つに「優良品種の海外流出防止」がある。だが、当該外国での品種登録やそうした制度がなければ有効ではないことはすでに農林水産省も認めており、自家増殖規定廃止の理由とするのは、まったく的はずれである。自家増殖を許諾制にして自家増殖の動向を把握し管理するというが、流出事例が起きたら、自家増殖者を疑い調べるとでもいうのであろうか。

6 改定目的の「許諾料収入により、新品種開発を奨励」は、誰のため？

すでに民間種苗会社は許諾料の有無にかかわらず種子代として価格に含めて経費を賄っているから、多くの品種登録をしていない「一般品種」が出回っているのである。「都道府県や農研機構がつくる新品種開発を奨励」というのであれば、これはそもそも、公的種子事業として重要であるので予算を充実させることこそが求められる。種子を使うからといって、農民ひとりに負担を負わせる公的種苗の「許諾料」徴収は許されない。

7 種苗法改定、「自家増殖規定の廃止」の背景に、グローバル種子企業を利する一連の流れがある

「種子」を、種苗会社やグローバル資本主義を推進する多国籍・大企業のアグリビジネスに握られるのは農民の自立という観点からみると非常に脆弱な生産基盤しか持てないということになる。「自家増殖規定の廃止」を伴う今回の種苗法改定は、すでに多くの問題が指摘されているように、都道府県が行う公的種子事業の根拠法であった「主要農作物種子法」の廃止（2017年制定、2018年施行）に引き続く一連の民間多国籍大企業を利する流れの上にある。その影響は公的種子事業の衰退にも、個々の農民や有機農業活動等で行われてきた農民相互の種子の分かちあい等の「協同」「共的」な種子の活動にも大きな悪影響を与えるものである。

2017年に制定・施行された「農業競争力強化支援法」は、農業に過大な競争を持ち込み、企業集中・事業統合を図るもので、その中で種子については第8条4項で、民間事業者の「技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進」のために、「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」と定めた。このことは、長い年月をかけて税金で蓄積してきた貴重な知見（公的種子事業）を民間すなわち多国籍大企業等に「払い下げ」をするものだ。今回の改定は、このような暴挙をさらに進めるものにほかならない。

8 EUも米国も、育成者権の及ばない「例外」規定をもっている

同じUPOV条約に基づくEU種苗法（EC規則、1997年）では、育成者権の及ばない「義務的例外」、及び「任意的例外」として、「農業保護の目的」から、①許諾にかかわらず許諾料の支払のみで自家増殖できる作物として「飼料作物、穀類、バレイショ、油糧作物、繊維作物」の品目等

をあげており、②小規模農民（穀物 92 トン未満を栽培）は許諾料を支払う必要はなく、③小規模農民以外の農業者も、これらの作物については「かなり低額」であることと定めている。食料安全保障、小規模農民の保護、農民の自家採種の権利等への配慮と、育成者権の保護とのバランス感覚がみてとれる。米国では植物特許では許諾が必要だが、品種保護法では不要とされている。

種苗法は、「品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に資する」ことを目的とするが、これは同時に食料の安全保障、人々の食と農の権利（食料主権）、農民の種子への権利等とバランスのとれたものでなくてはならない。とりわけ、主要農作物も何もかも、自家増殖について全面的に「許諾制」に転換する今回の種苗法改定は、明らかにバランスを欠いており、真の農林漁業の発展につながらないのは明白だ。そうした改定は認められない。

9 採種に伴う技能や創意工夫や、長年にわたる農民の自家採種で培われた各地の作物文化の多様性、豊かな食と農の文化を引き継いでいかねばならない

先祖からの種子を引き継ぎ、より良いもの、それぞれの目的に応じた多様なもの、地域の気候風土に適応した個性あふれるものなどの多様性のある種子・品種は、種採りの技術・技能と共に農民に受け継がれた「自家採種」という営為があってこそ実現されてきた。

こうした豊かな農と食の文化は、みんなの共有のものとして未来へ引き継いでいかねばならない。その要（かなめ）となり基盤となるのは、農民それぞれが行う自家採種である。今、農山漁村が衰退の危機に瀕し、地域の振興が急がれている。そこで求められているのは、「農業競争力強化支援法」や今回の種苗法改定にみられるような産業的な農業の一端を担う品種登録による高付加価値化や競争の方向ではない。地域に根ざす農民をはじめ市民・住民も加えた人々による協同し分かち合う自家採種を盛んにしていくことが、未来へとつながる道である。

以上のように、今回の「種苗法一部改正案」は、問題が多く、この法律案を可とすることはできない。審議入りを中止し、廃案にすることを求めます。

以上

連絡先

NPO 法人 日本有機農業研究会

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502

電話 03-6265-0148 FAX 03-6265-0149

<http://www.1971joaa.org> メール info@1971joaa.org

NPO 法人 有機農業推進協会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-14-12 YS ビル 303 号

電話 03(5940)2313 fax 03(5940)2314

<http://yusuikyo.web.fc2.com/> e-mail: yusuikyo@aurora.ocn.ne.jp